

確認検査等の業務手数料一覧表(確認検査業務手数料規程 平成29年9月25日改定版抜粋)

一般財団法人 大阪建築防災センター 建築確認検査機構 2019.03.15修正

<確認検査手数料>

(単位:円、非課税)

床面積の合計	確認申請 ※1				計画変更				中間検査		完了検査			
	4号又は型式 で特例適用	1～3号又は 左記の構造 計算付 ※2	構造適判調 整手数料 ※4.5	ルート2審査加 算手数料 ※5	4号又は型式 で特例適用	1～3号又は 左記の構造 計算付 ※2	構造適判調 整手数料 ※4.5	ルート2審査加 算手数料 ※5	4号又は型式 で特例適用	1～3号又は 左記の構造 計算付 ※2	中間検査対象		中間検査対象外	
											4号又は型式 で特例適用	左記以外	4号又は型式 で特例適用	左記以外
30㎡以下	26,000	36,000	20,000	30,000	8,000	21,000	20,000	30,000	19,000	21,000	21,000	22,000	23,000	24,000
30㎡超 50㎡以下					14,000									
50㎡超 100㎡以下					26,000	36,000								
100㎡超 200㎡以下					33,000									
200㎡超 500㎡以下	43,000	69,000	30,000	40,000	43,000	69,000	30,000	40,000	40,000	45,000	50,000			
500㎡超 1,000㎡以下	82,000				82,000	50,000			60,000	65,000				
1,000㎡超 2,000㎡以下	112,000				112,000	50,000			80,000	85,000				
2,000㎡超 3,000㎡以下	182,000				182,000									
3,000㎡超 5,000㎡以下	242,000				242,000	60,000			160,000	170,000	190,000			
5,000㎡超 10,000㎡以下	322,000				322,000	別途見積			別途見積	250,000	270,000	300,000		
10,000㎡超 25,000㎡以下	422,000				422,000									
25,000㎡超 50,000㎡以下	522,000				522,000									
50,000㎡超	別途見積													

※1 用途変更及び大規模の修繕・模様替は、変更に係る部分の床面積の1/2を申請対象面積とする。(他機関確認は全対象面積)

<建築設備等>

(単位:円、非課税)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機①	21,000	11,000	30,000
昇降機② ・ホームEV、小型昇降機(型式適合認定、 型式部材等製造者認証) ・小荷物専用昇降機	11,000 ※3	7,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	10,000
	高さ5m超10m以下	30,000	15,000
	高さ10超20m以下	50,000	25,000
	高さ20m超	100,000	50,000
浄化槽	—	8,000	13,000

○減額事項

- ・「申プロ」データの提出及び当機構確認の計画変更の確認申請は、2,000円を減額。
- ・建築検査と住宅瑕疵担保責任保険の同時検査は、2,000円を減額。
- ・同一開発区域等(昇降機含む)で3件以上の同時検査は、一件につき2,000円を減額。
- ・浄化槽の建築完了同時検査は、8,000円を減額。
- ・4号建築物併願の昇降機で建築完了同時検査は、8,000円を減額。
- ・防災評定を当財団で実施した確認申請は、約10%を減額。(手数料規程 別表第2参照)

○増額事項

- ・複数棟で構造計算を行った場合、棟数から1を減じた数に1棟当たり30,000円を加算。
- ・他機関が確認した計画変更は、確認申請手数料と同額。
- ・他機関が確認した中間・完了検査は、確認申請手数料を加算。
- ・避難安全検証法等の審査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第8参照)
- ・建築物省エネ法に係る適合義務対象建築物の完了検査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第4参照)
- ・豊能郡豊能町・能勢町の検査手数料は、1件につき10,000円を加算。

○その他事項

- ※2 「構造計算付」とは、基準法第20条第1項第四号ロに該当する構造計算書、及び構造設計図書。
- ※3 1～3号建築物に併願の小荷物専用昇降機(テーブルタイプ)及び4号建築物に併願の昇降機は、申請手数料は不要。
- ※4 構造適判調整手数料は、構造計算適合性判定機関との調整に係る経費。
- ※5 構造適判調整手数料及びルート2審査加算手数料は、確認申請1件ごとの手数料。